

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

京阪バス株式会社



京都定期観光バス 愛称名 「おこしバス」

弊社におきましては、輸送の安全を確保するため運輸安全マネジメントを推進し、次のとおり社長以下全社員が一丸となって安全輸送に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、社訓にある「お客様に感謝し安全快適な輸送に徹しよう」が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場の安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえるとともに、「安全方針」の浸透を図り、輸送の安全の確保と人命が最も重要であるという意識を全社員に徹底してまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (3) 事故や自然災害等が発生した際の行動理念として「人命最優先の原則」を盛り込み、人身事故撲滅や救護最優先の意識浸透を目的として、「安全方針」を2024年4月1日に改定し、全社員が一丸となって事故防止に努めています。また、「安全・人命の最優先」を念頭に旅客輸送サービスの更なる向上を図ります。

『安全方針』

1. 安全・人命の最優先

「安全快適な輸送に徹しよう」

2. 法令の遵守

「規律を守ろう」

3. 継続的改善

「常に問題意識を持とう」

京阪バス株式会社

取締役社長 三浦 達也

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

【2023年度 輸送の安全に関する目標達成状況】

重 点 目 標	結 果
1. 死亡事故・重大事故 ゼロ	2 件 (うち、死亡事故は0件)
2. 有責事故対前年15%の削減	1.6%減

【2024年度 輸送の安全に関する重点目標・重点項目】

重 点 目 標
1. 死亡事故・重大事故 ゼロ
2. 有責事故対前年10%の削減
目標達成のための重点項目
1. 救護最優先
2. 発進時、車内確認・マイク告知後の「ふんわりアクセル」
3. 片手運転厳禁

3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計【2023年度】

- ・重傷事故（第3号に因るもの） 2件（弊社が第一当事者となる事故 2件）
- ・健康起因（第9号に因るもの） 1件
- ・車両故障（第11号に因るもの） 10件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙1『業務組織図』

別紙2『危機情報報告体系図（危機管理規程第5条第5項関係）』

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

6. 輸送の安全に関する計画【2024年度】

(1) 安全運動関係

- ① 春の全国交通安全運動（4月）
- ② 車内事故防止キャンペーン（7月）
- ③ 夏の交通安全運動（7月）
- ④ 秋の全国交通安全運動（9月）
- ⑤ 年末年始輸送の安全総点検（12月～1月）
- ⑥ 「事故ゼロの日」の取組み（毎月）
- ⑦ 全社一斉「事故ゼロの日」の取組み（11月、2月、3月）
- ⑧ 「交差点事故防止強化月間」等、その時の状況に応じた「強化月間、強化週間」を必要に応じスポット的に実施
- ⑨ 環境にやさしいエコドライブ運動（通年）

(2) 運行関係

- ① 『安全方針』を改定し「人命最優先」を追加することにより、人身事故撲滅や救護最優先意識の浸透を図ります。
- ② 社長及び安全統括管理者等による職場巡視を実施します。
- ③ 本社管理職による点呼査察を毎月実施し、交通安全運動等の啓発を図ります。
- ④ 各営業(支)所で事故削減目標を設定する際、選定は運転士参加型として目標の浸透を図ります。
- ⑤ 安全性及びお客様サービス向上のため、添乗評価システム『ASK（アスク）システム』を使用し、運転士の安全意識向上と、接遇レベルの向上を図ります。
- ⑥ 『安全確認エリア』を各営業(支)所車庫内に設置し、教育や指導に活用することにより、正しい運転姿勢の意識付けや死角・オーバーハング等の確認を行い、事故防止を図ります。
- ⑦ 全社員に安全方針及び安全管理規程、安全運転に必要な事項及び身だしなみ記載の社員手帳を配布し、安全意識の向上に努めます。
- ⑧ ドライブレコーダー、誤運行防止システムを有効活用し、事故・誤運行防止に努めます。
- ⑨ 一斉無線による注意喚起をさらに強化し、事故・誤運行防止を図ります。
- ⑩ 内部監査及び保安監査並びに業務監査を実施します。
- ⑪ 第6回「睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査」を全運転士対象に実施し、スクリーニング検査の結果、SASの疑いがある者は精密検査を受診させます。また、治療が必要な者は、医療機関での受診を指導するとともに受診証明の確認を行います。
- ⑫ 異常事態発生（重大事故、車両火災、自然災害等）を想定した訓練を実施し、緊急時の対応マニュアル等の検証並びに防災意識の向上に努めます。

(3) 車両関係

- ① 乗合バスの代替車両として新車51両を導入します。(高速バス6両・大型ノンステップバス31両・中型ノンステップバス14両)

7. 輸送の安全に関する予算額と実績額

項 目	2023年度実績	2024年度予算
車両関係	844,000千円	1,719,400千円
運行関係	21,738千円	27,951千円
教育関係	12,253千円	21,504千円
合 計	877,991千円	1,768,855千円

8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別紙2 『危機情報報告体系図(危機管理規程第5条第5項関係)』

9. 安全管理規程及び安全統括管理者

- ① 安全管理規程 別紙3『安全管理規程』参照
② 安全統括管理者 運輸部担当役員 森山 豊

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 管理者に対する教育・研修

- ① 役員及び管理職は、運輸安全マネジメント講習会など研修会に参加し、安全管理体制の構築・改善を図ります。
② 現場管理者(所長・副所長・係長・助役)に対して、外部講師を招き、安全輸送や運転士の指導監督に関する研修を実施します。

(2) 運転士に対する教育・研修

- ① 営業(支)所ごとに小グループ業務研修を実施します。
② バリアフリー等の教習を実施します。
③ 新入運転士に対し入社半年後からのきめ細やかなフォローアップ教習を実施します。
④ 事故防止特別教習を実施します。
⑤ 事故再発者教習を実施します。
⑥ 苦情対象者教習を実施します。
⑦ 各種教習修了者に対してドライブレコーダーでのチェックを通じたフォローアップを実施します
⑧ 目標や重点項目等について、運輸部長の動画メッセージを作成し、小グループ業務研修で活用します。

- ⑨ 新入運転士と指導運転士昇格者に対する実技教習によりレベルアップを図ります。
- (3) 無事故運転士表彰
 - ① 5年間、10年間、15年間、20年間、25年間、30年間の無事故運転士に対して、記念品を添えて表彰します。
- (4) グッド・ドライバー表彰
 - ① 総合的に接客に優れた運転業務従事者に対して表彰し、徽章ならびに表彰金を授与します。
- (5) サンクス表彰
 - ① 社員のモチベーション向上の一環として、お客様からお褒めがあった社員を表彰し、表彰金を授与します。

1 1. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容

- (1) 監査目的
 - 運輸安全マネジメント体制の確認（輸送の安全に関する業務全般）
- (2) 実施日
 - ① 2023年10月20日 ② 2024年1月29日
- (3) 対象
 - ①・・・安全統括管理者および本社運輸部門
 - ②・・・経営トップ、安全統括管理者および本社運輸部門
- (4) 実施内容
 - 経営トップの責務、安全に関する目標の達成状況、安全管理体制の運用状況、教育・研修の実施状況等の確認
- (5) 監査結果
 - 教習方法の見直しを含め、事故発生時における「救護最優先」の意識浸透に取り組むよう指摘がありました。

1 2. 輸送の安全に関する主な取り組み内容【2023年度】

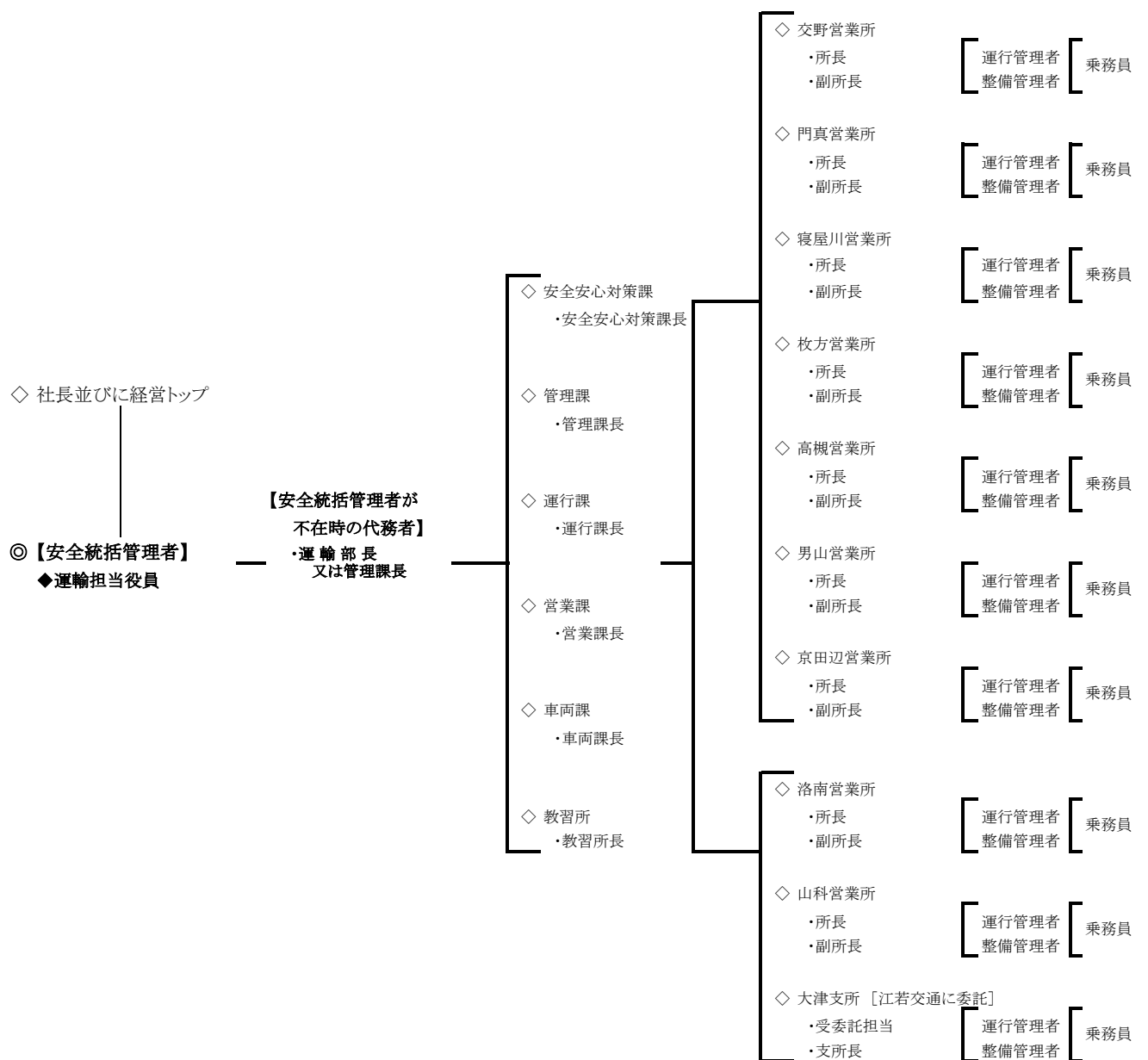
- (1) 安全性向上のため、貸切バス交替運転者配置基準の見直しを実施。
- (2) 社長及び安全統括管理者等による職場巡視（5回）



交通安全運動期間の社長巡視

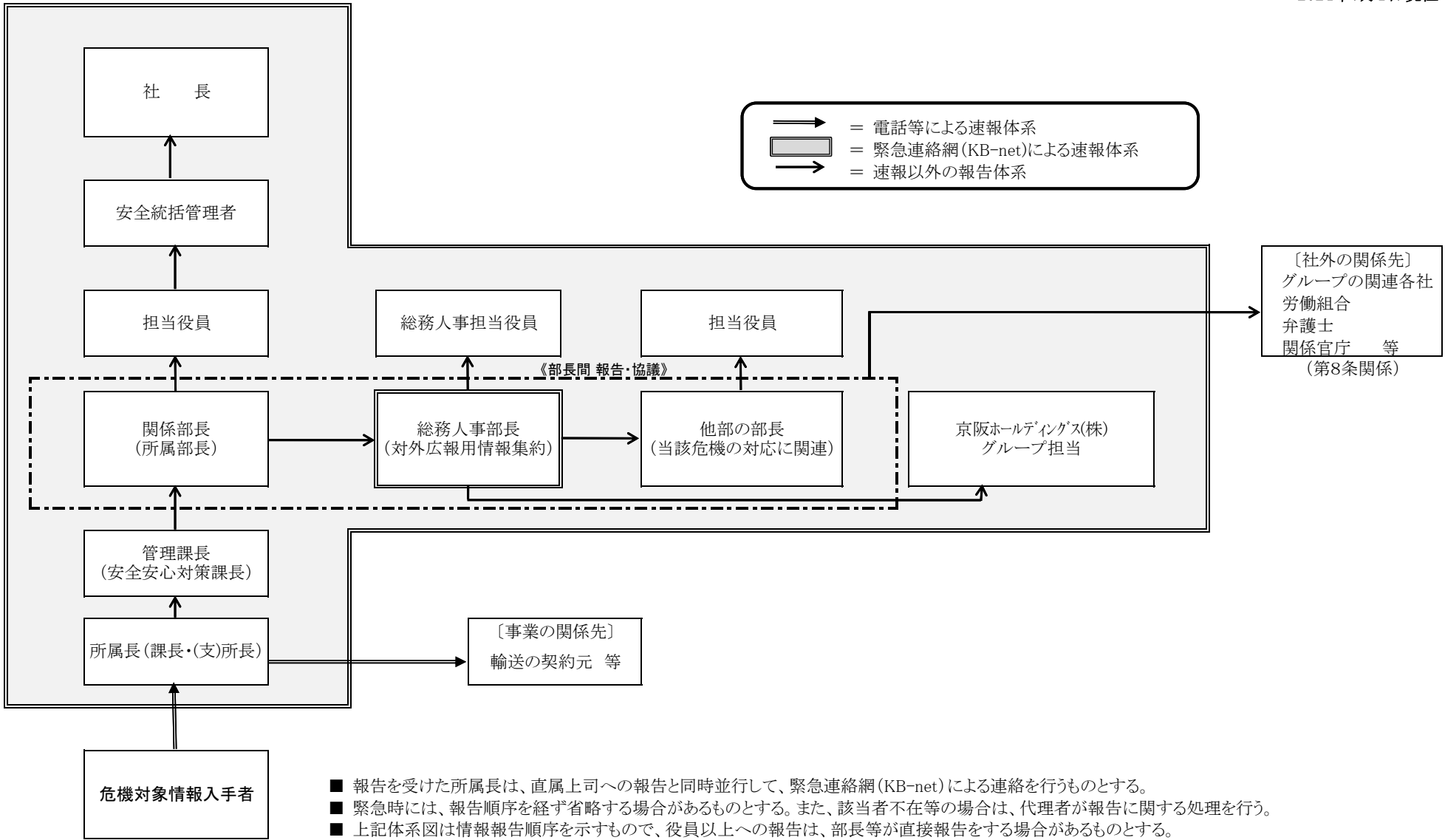
- (3) 安全統括管理者及び管理職による点呼査察（212回）
- (4) 京阪グループバス事業安全安心情報交換会（4回）
- (5) 安全安心対策会議（4回）
- (6) 事故防止接遇向上懇談会（97回）
- (7) 第5回「睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査」実施（272名）
- (8) 安全統括管理者と管理職が国土交通省主催の運輸安全マネジメントセミナー等に参加（10月・1月・3月）
- (9) 社長、役員及び管理職が運輸安全マネジメント講習会に参加（17名）
- (10) 全運転士を対象とした小グループ業務研修の実施（4回）
- (11) 全運転士を対象とした安全意識アンケート調査の実施（12月～1月）
- (12) フォローアップ教習（27名）
- (13) 事故防止特別教習（9名）、事故再発者教習（64名）
- (14) 苦情対象者教習（1名）
- (15) 無事故運転士表彰（7月）
- (16) グッド・ドライバー表彰（毎月）
- (17) サンクス表彰（毎月）

以 上



危機情報報告体系図(危機管理規程第5条第5項関係)

2024年7月1日現在



安全管理規程

2024年7月1日改正

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員（以下「運輸部担当役員」という）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2. 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3. 管理の受委託に係る受託事業者及び管理を委託した事業者の輸送の安全の確保を阻害す

るような行為を行わない。更に、管理を受委託した事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は可能な範囲において、管理を受委託した事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第 7 条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
5. 社長は、前項の目的を達成するため、第 8 条第 4 項に規定する安全安心対策会議に出席し、安全管理体制の見直しに主体的に関与する。

(社内組織)

第 8 条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
2. 運輸部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、自ら又は管理課長に指示し、各営業(支)所長を統括し、指導監督を行う。
3. 各営業(支)所長は、運輸部長又は管理課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する方針、目標、計画、実施状況並びに管理体制を確立し維持するための協議を行う機関として、社長、安全統括管理者及び運輸部長以下輸送の安全に関与する者で構成する安全安心対策会議を設置する。
5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在の場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 9 条 経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は危機情報報告体系図(危機管理規程第5条第5項)によって行う。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安

全に関する予算等実績額、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

◇付 則

- ・この規程は、平成18年10月1日より実施する。

1. 平成19年4月1日一部改正
改正内容：「業務組織図」安全安心対策課の追加と田辺支所の委託
2. 平成19年7月2日一部改正
改正内容：「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
3. 平成20年2月6日一部改正
改正内容：「管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針」の変更
4. 平成20年5月10日一部改正
改正内容：「業務組織図」京田辺支所に名称変更
5. 平成20年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
6. 平成21年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
7. 平成22年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
8. 平成23年3月1日一部改正
改正内容：「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
9. 平成23年4月1日一部改正
改正内容：「業務組織図」一部改正
10. 平成23年7月4日一部改正
改正内容：「業務組織図」一部改正
11. 平成24年7月2日一部改正
改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
12. 平成25年7月1日一部改正

- 改正内容：「業務組織図」「事故・災害等に関する報告連絡体系図」
13. 平成26年3月22日一部改正
改正内容：「業務組織図」一部改正
14. 平成26年4月1日
改正内容：「業務組織図」一部改正
15. 平成26年6月19日
改正内容：「業務組織図」一部改正
16. 平成26年11月21日
改正内容：「事故・災害等に関する報告連絡体系図」の変更
17. 平成27年7月1日
改正内容：「業務組織図」一部改正
18. 平成28年4月1日
改正内容：「危機情報報告体系図」一部改正
19. 平成28年7月1日
改正内容：「業務組織図」一部改正・「危機情報報告体系図」一部改正
20. 平成29年6月21日
改正内容：第7条・第8条改正、「業務組織図」一部改正、
「危機情報報告体系図」一部改正
21. 平成29年7月3日
改正内容：「業務組織図」一部改正
22. 2019年7月1日
改正内容：第8条第2項・第3項一部改正、「業務組織図」一部改正、
「危機情報報告体系図」一部改正
23. 2020年3月20日
改正内容：「業務組織図」一部改正、「危機情報報告体系図」一部改正
24. 2020年4月1日
改正内容：「業務組織図」一部改正
25. 2022年4月1日
改正内容：「業務組織図」一部改正
26. 2023年7月3日
改正内容：第8条第2項・第3項一部改正、「業務組織図」一部改正、
「危機情報報告体系図」一部改正
27. 2023年10月1日
改正内容：第12条一部改正
28. 2024年7月1日
改正内容：「業務組織図」一部改正、「危機情報報告体系図」一部改正